



Tax watch update – Issue 3

2009年2月25日

はじめに	2
個人所得税(PIT)	2
オンラインゲーム活動から得た懸賞に適用される個人所得税	2
納税者用の納税申告支援ソフトウェア	3
オフショア証券会社のベトナム代表事務所に関する規則	3
金融機関の合併・統合に関する Circular 案	3
一物品目に課される輸入関税率	3
失業保険	4

はじめに

ご参考のためにベトナムの税規則に関する最近のいくつかの変更点を以下に記しました。こうした変更点やその影響あるいは事業機会についてご検討後、お問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。



個人所得税(PIT)

個人所得税に関する規定やCircular 27の発表に続いて納税者の懸念が高まっているため、税務局は2009年2月18日にOfficial Letter No.1823/BTC-TCTとOfficial Letter No.1845/BTC-TCTを発行し、Circular 27の施行ガイダンスを公表しました。

財務省はこの2つの規定を通じ、勤労所得に関するいくつかの要点を明確にしています。

- ▶ 2009年1月以降に支給された全ての所得(2008年の賞与や追加的な給与も含む)は、2009年1月1日から適用される新しい税規定に基づいて課税されます。また、2009年1月から2009年5月までの個人所得税繰り延べ期間中に支給された場合には、個人所得税の納付は不要となります。
- ▶ この繰り延べ期間中、雇用主は個人所得税の源泉徴収を行いません。既に源泉徴収を行っているが所轄税務当局に納付していない場合、個人所得税の源泉徴収額を2009年2月末までに従業員に返還する必要があります。
- ▶ 個人所得税を所轄税務当局に納付している場合、還付申請を行ったうえで、個人所得税還付額の受領日から5日以内に従業員に返還しなければなりません。

しかしながら、雇用主側からすれば、繰り延べ期間中に従業員に支給された計算税額を免除しないと国会が決定した場合に、雇用主はこの税額について責任を負うのかどうかという点が最大の関心事となりますが、これらの規定ではこの点について明確な答えを出していません。弊社では最新動向を注視するとともに、新たな展開があればアップデートいたします。

オンラインゲーム活動から得た懸賞に適用される個人所得税

税務局は2009年2月11日付けOfficial Letter No 466/TCT-TNCNを発行し、オンラインゲーム活動から得た懸賞は、個人的な支出を除いた1,000万ドン超が課税所得となることを確認しています。その結果、それに付随して発生した費用は控除されません。



納税者用の納税申告支援ソフトウェア

税務当局が納税申告書(個人所得税も含む)の税務情報をより円滑に処理できるよう、税務局はバーコード付き納税申告様式の最新バージョンを公表しました。その詳細については税務局の以下ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.gdt.gov.vn/gdtLive/Trang-chu/Tin-tuc/News?contentId=110873&location=tct>

オフショア証券会社のベトナム代表事務所に関する規則

財務省は2008年12月26日にDecision 124/2008/QD-BTCを発行し、オフショア証券会社によるベトナム代表事務所の開設・運営に関する規則を定めました。

この規則の条項によると、オフショア証券会社の代表事務所は国家証券委員会の管理監督下に置かれます。証券法の施行日前に認可を受けた代表事務所のうち、これまでに活動内容を登録していないところは、当該規則で規定するガイドラインに沿って国家証券委員会に登録を行う必要があります。

金融機関の合併・統合に関する Circular 案

ベトナム中央銀行は金融機関の合併・統合トレンドを見越して、金融機関の合併・統合に関する Circular 案を2009年2月に作成しました。これは3つ目の草案であり、ベトナム国内で認可され営業している金融機関(100%外資系金融機関も含む)の合併・統合について規定しています。

この草案は1998年7月17日付けDecision 241/1998/QD-NHNN5、2005年統一企業法の条項、2004年競争法、および実務慣行の原則に則り、合併・統合の原則、強制または任意の合併・統合、関連ガイドライン、および各種様式を定めています。とりわけ、インサイダー取引活動を最小限に食い止めるため、第6条では取締役や社長など一定の個人による資本の譲渡を禁止しています。ただし、ベトナム中央銀行の事前承認を取得している場合は除きます。

一定品目に課される輸入関税率

財務省は2009年2月に、一定品目の輸入関税率を規定した複数のCircularを発行しました。その内容を以下に記しました。

- ▶ グループ2710(ガソリン、油など)に属する品目を適用対象とする優遇輸入関税率に関するガイダンスを規定した2009年2月5日付けCircular 24/2009/TT-BTC。これは2009年2月10日以後に税関当局に対して登録した税関申告に適用されます。
- ▶ いくつかの紙製品の輸入関税率を修正・補足する2009年2月10日付けCircular 28/2009/TT-BTC。改定された関税率は、2009年2月16日以後に税関当局に対して登録した税関申告に適用されます。
- ▶ ジェットタービンエンジン用燃料を適用対象とする優遇輸入関税率を修正する2009年2月11日付けCircular 30/2009/TT-BTC。30%の新しい輸入関税率は、2009年2月16日以後に税関当局に対して登録した税関申告に適用されます。

失業保険

社会保険法No. 71/2006/QH11の2006年6月29日の公布と、失業保険に関するDecree No. 127/2008/ND-CPの2008年12月12日の発行に続き、労働傷病兵社会福祉省は2009年1月22日にCircular No. 04/2009/TT-BLDTBXHを公表し、追加的な施行ガイドラインを提供しました。

Circular 04の規定によると、失職した従業員は失職前の直近6ヶ月間における平均基本給与の60%に等しい失業給付を受けられます。また、失業保険を満144ヶ月間にわたって拠出していた場合には、受給期間は12ヶ月間となります。

Circularではまた、失業保険の受給登録および失業給付の申請等と関連する手続きや様式を定めています。



お問い合わせ先

本ブレティン、またはアーンスト・アンド・ヤング・ベトナムの税務・アドバイザリー業務の詳細につきましては、以下までお問い合わせください。

ナム・グエン Nam.Nguyen@vn.ey.com	パートナー
トム・マックレランド Tom.McClelland@vn.ey.com	パートナー
カルロ・ナバロ Carlo.Navarro@vn.ey.com	ディレクター
ジェフ・シー Jeff.Sea@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ニャン・フイン Nhan.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
セーラ・ジャップ Sarah.Jubb@vn.ey.com	シニア・マネージャー
タイン・チュン・グエン Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com	シニア・マネージャー

日系企業担当:

浅利昌克
Masakatsu.Asari@vn.ey.com

錦城和栄
Kazue.Kinjo@vn.ey.com

ハウ スアン ミー カオ
Hau.My.Gao@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している13万5,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2009 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。EYGM Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成する他のメンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

www.ey.com/vn